## 第119回 八戸市都市計画審議会

## 議案資料

 建築基準法第51条による一般廃棄物処理施設(破砕・選別施設)の敷地の位置 (特定行政庁許可)について

## 【概要】

本計画の施設は、平成 15 年度に建築基準法第 51 条ただし書き許可を取得し、家電リサイクル法に基づく廃家電の破砕処理を行っております。その後、同施設は廃家電処理のリサイクル率の向上及び事業の拡大を意図して、令和元年 10 月に廃棄物処理施設設置許可を再取得し、施設を入れ替えました。

入れ替え後の施設は、廃家電の処理のみを行うこと、廃家電の処理能力は従前施設の1.5倍以下となることを理由として、入れ替え時点での建築基準法第51条ただし書き許可の再取得は不要であります。

一方、入れ替え後の施設は、技術上廃家電以外の処理が可能であり、今後の事業展開を考慮し廃家電以外の破砕処理に向け、「木くず・がれき類」等の種類の追加により、従前処理能力の 1.5 倍を超過すること、また、被災ごみを受入れ処理できるよう、建築基準法第 51 条ただし書き許可を再取得するものであります。

申請地は、工業専用地域内にあり、一般廃棄物処理施設計画について、都市内の位置・立地区域・敷地条件・施設計画・交通処理・環境対策の妥当性において問題がないと認められるため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である八戸市長が八戸市都市計画審議会の議を経て許可しようとするものであります。

建築主氏名 東京鐵鋼株式会社 八戸工場 工場長 名古屋隆司

建 築 主 住 所 八戸市大字河原木字海岸 4-11

位 置 八戸市大字河原木字海岸 4-11 外 18 筆

敷 地 面 積 266, 185. 00 m<sup>2</sup>

建築物等の用途 一般廃棄物処理施設 ごみ処理施設 (破砕・選別施設)

建築面積 申請部分 申請以外の部分 合計

1, 962. 23 m<sup>2</sup> 53, 560. 49 m<sup>2</sup> 55, 522. 72 m<sup>2</sup>

延 ベ 床 面 積 申請部分 申請以外の部分 合計

 $1,944.52 \text{ m}^2$   $56,226.28 \text{ m}^2$   $58,170.80 \text{ m}^2$ 

処 理 能 力 家電4品目:72.0t/日(12時間)6.0t/時間

可燃ごみ (廃プラスチック類) 72.12t/日 (12 時間) 6.01t/時間

可燃ごみ (木くず) 117.48t/日 (12 時間) 9.79t/時間

可燃ごみ (ゴムくず) 46.32t/日 (12 時間) 3.86t/時間

不燃ごみ (金属くず) 80.40t/日 (12 時間) 6.70t/時間

不燃ごみ(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

213.60t/日(12 時間)17.80t/時間

不燃ごみ (がれき類) 267.00t/日 (12 時間) 22.25t/時間